

登録団体各位

渋谷区バドミントン協会

平成28年度渋谷区バドミントン協会登録について、協会会員登録規則に基づき、下記のとおり申請願います。(申請受付期間によって、登録料に違いがあります。)

※登録申請書に各人の現住所と電話番号等を記入してください。在勤者は勤務先住所および、会社名をお書きください。

※**審判資格所持者は、毎年日本協会までの登録が必要です。**

級と審判資格番号を記入し、必ず年初に日本協会までの登録をお願いします。

1年でも未登録の年度が有る場合、遡って登録費を収めることが出来なくなり、審判資格が失効となります。

※登録申請書のNo.は登録個人番号となります。

年度途中の追加登録は、[追加] 登録申請書にて、追加各団体の通し番号で申請してください。

※申請用紙は各団体で控えを取り、確実に保存してください。

※28年度初めて登録いただく方のお名前の前に※をお願いいたします。

◎注意：平成26年度より、全日本社会人・全日本シニア大会東京都予選会出場に「3級公認審判員資格」が必須となりました。審判検定受験の際は、「日本バドミントン協会登録」が受験資格となり事前の登録が必要です。

記

1. 申請受付期間

(1) 28年度登録 前年度から継続の団体・個人

平成28年3月4日(金)～3月14日(月) 厳守

(2) 28年度 新規登録 団体・個人

平成28年3月19日(土)～4月1日(金) 厳守

※上記期日以降の場合は、原則として7月末・12月末の「追加登録」となります。

2. 申請書類

「平成28年度 渋谷区バドミントン協会登録申請書」によること。

※団体の代表者は、協会登録者に限る。

3. 提出部数

1部

4. 登録料

4月1日までの登録	1人	4月2日以降の登録	1人
① 渋谷区協会(800円)登録のみ	800円	④ 渋谷区協会登録のみ	800円
② 東京都協会(800円)まで登録	1,600円	⑤ 東京都協会まで登録(+手数料300円)	1,900円
③ 日本協会(1000円)まで登録	2,600円	⑥ 日本協会まで登録(+手数料300円)	2,900円

5. 既登録済者による年度途中の上部団体への変更登録料

東京都協会まで追加登録（800円）+（手数料300円）	1,100 円
日本協会まで追加登録（1800円）+（手数料300円）	2,100 円
日本協会のみ追加登録（1000円）+（手数料300円）	1,300 円

6. 登録費の振込み方法 渋谷区バドミントン協会の下記口座へ振込みしてください。

振込みの際にカードの名義人そのままではなく、

- ① 申請団体名
- ② 代表者名（協会登録者に限る）を必ず入れてください。
個人登録者は、「個人」と明記してください。

銀行名	みずほ銀行 新宿中央支店
店番号	066
口座番号	普通 2847151
名義人	渋谷区バドミントン協会

領収書が必要な方には、登録申請書と振込金額を確認後、送付します。

7. 申請書送信先 渋谷区バドミントン協会の HP よりメールに添付してください。
毎回必ず HP の「コチラ」から送信をお願いします。

登録費振込みの①団体名 ②振込人名（団体代表者） ③振込日 ④金額 を
メールに明記のこと。

※協会より受信確認の返信があります。

8. 問合せ先 渋谷区バドミントン協会 杉山 保 TEL070-6968-2888

9. その他

上部団体（東京都・日本バドミントン協会）の試合に出場予定の方は、必ず上部団体までの登録をしてください。

上部団体までの登録は随時に受け付けますが、なるべく年度当初に手続をお願いします。

追加登録については、[追加] 登録申請書にて7月末・12月末の受け付けとなります。追加登録後は、次の大会からの適用となります。

できるだけ登録漏れのないようにお願いいたします。